

すでに始まっている平和の危機！！ 9条の前に96条、その意味は？

安倍首相は2月28日の施政方針演説で、原発再稼働・憲法改正・教育再生などの保守傾向が強い「安倍カラー」の強い政策を打ち出しました。いずれも一月前の所信表明演説では、ほとんど触れられなかったものばかりです。政権運営の好調なすべり出しを背景に、安倍色を強めているといわれています。安倍首相は施政方針演説の中で、憲法改正について衆参両院に設置された憲法審査会の議論促進を訴え、歴代総理としては初めて「国民的な議論を深めよう」と呼びかけました。

今後は、憲法改正を諮る国民投票の実施に必要な関連法の整備や、憲法改正の要件を緩和する96条の改正について、憲法審査会で議論を進めるように求めると考えられています。その他にも11年ぶりの防衛予算の増額や、国家安全保障会議の設置検討の本格化、憲法解釈で禁じられた集団的自衛権行使の容認を検討する懇談会など、所信表明ではあえて触れなかった課題にも言及しています。ところで憲法96条とは？今回は憲法96条について触れていきたいと思います。

日本国憲法96条は憲法改正の要件として、以下の2項を定めています。

- (1) 国会が衆参両院の全ての議員の三分の二以上の賛成を得て発議する。
- (2) 国民投票での過半数の賛成で承認する。

これだけでは、今ひとつピンとこないと思います。紙面の都合がありますので、憲法96条の改正は邪道であるという意見を一つ紹介したいと思います。主張されている方は、驚くことに改憲派憲法学者として有名な慶応大学の小林教授でした。

教授によれば96条改正案というのは、「国会議員の三分の二の賛成がないとダメだというのにいらだって、これを二分の一にしてしまえということ。憲法を改正するというのなら、国民を説得して賛成を得るべきで、それが出来ないから手続きを変えるというのは邪道です。」と述べています。さらに、「説得力のある改憲案でハードルを越えてこそ、国民の意思として定着する。裏口入学みたいな改憲はやってはダメ」と締めくくっています。

改憲派の学者でも、今のやり方はおかしいと意見を述べているのです。ところが、現実の動きはどうなっているのでしょうか？

新聞記事によれば憲法96条の改正を巡る各党幹部の発言として、維新・橋下共同代表は「96条改正案は、維新とみんなの党で共同提案していく」と2月21日の記者会見で述べています。名指しされたみんなの党の渡辺代表は「96条改正はアジェンダで掲げていること」と意欲を示しています。「無理が通れば、道理が引っ込む」という言葉がありますが、「みんなで渡ればこわくない」というジョークもあります。私達はくれぐれも誤魔化されたり、時の勢いに吞まれたりしないように、注意深く見ていかなければならないと思います。